

期 中 の 評 価 個 表

事業名	緑資源幹線林道事業	事業計画期間	昭和49年度～平成25年度
事業実施地区名 (着工中区間) (都道府県名)	宇目・須木線 (日之影・南郷区間) (宮崎県)	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	豊富な森林資源に恵まれた地域において、基幹的な林道を整備し、林業を中心とした地域振興を図る。 延長121.8kmのうち 日之影・南郷区間の延長69.3km、幅員5.0m, 7.0m		
費用対効果分析 の算定基礎となっ た要因の変化	日之影・南郷区間について費用対効果分析を試行した結果は、以下のとおりである。 総便益(B) 80,530百万円 総費用(C) 57,495百万円 分析結果(B/C) 1.40		
森林・林業情 勢、農山漁村の状 況その他の社会経 済情勢の変化	関係町村の森林の人工林率は60%であり、民有林は90%である。また、受益地の人工林率は69%であり、すべて民有林である。 受益地では前回の評価時と比較して更新の施業量と素材生産量が増加している。 本区間は尾根沿いに横断し、複数の小流域に整備されている行き止まり線形の林道等を接続する。 隣接する東郷町には、森林組合連合会の共販所や耳川広域森林組合等の大規模な木材加工場があり、本区間周辺の素材も持ち込まれ、製品は関西および関東方面にも出荷されている。 池の窪グリーンパークや中小屋キャンプ場など複数の森林の総合利用施設が整備されており、完成部分は池の窪グリーンパークへのアクセス道の一つとして利用されている。 完成部分の集落では町村中心部や学校への距離が短縮され生活道として利用されている。 市町村合併を検討している、四村のうち、南郷村と諸塚村の中心部を最短で接続する線形となる。 沿線の一部では桜並木が整備されている。 貴重動植物については、現段階で宮崎県が把握している範囲内では特段の情報はない。 濁水の防止のために、法面の切取工事後は速やかに緑化工を実施している。 舗装材への再生アスファルトの使用など、資源の有効活用を図っている。		
事業の進捗状況	進捗率64% うち日之影・南郷区間 進捗率91% 周囲の景観との調和を図るため、丸太伏工を採用しているほか、集落からの景観に配慮し、法面の切取工事後は速やかに緑化工を実施している。		
関連事業の整備 状況	公道等を補完し、森林地域における交通ネットワークの形成に寄与することが期待される。		
地元(受益者、 地方公共団体等) の意向	森林の適正な維持管理、木材輸送などの中心となる路線であり、宮崎県の林業の発展のためには欠かせないものとなっており、さらに、通勤、通学、災害時の迂回路の山村地域の生活改善、山村と都市との交流促進などに非常に大きな役割を果たすものであり、一部供用開始している区間では林業経営の低コスト化や地域おこし等につながってきていることから、宮崎県、地元町村は早期完成を要望している。		
事業コスト削減 等の可能性	施工能力の高い32トンブルドーザなどの利用の積算への反映、構造物への二次製品の採用により、コスト削減と工期の短縮を図っている。 鋼橋桁に塗装が不要な耐候性鋼を使用することにより、メンテナンスコストの削減を図っている。		
代替案の実現可 能性	該当なし。		
第三者委員会の意見	森林の有する多面的機能の発揮、林業・林産業の活動の見通し、地域振興への貢献度等を総合的に検討した結果、事業を継続することが適当と考える。		

期 中 の 評 価 個 表

事業名	緑資源幹線林道事業	事業計画期間	昭和49年度～平成25年度
事業実施地区名 (着工中区間) (都道府県名)	宇目・須木線 (西米良・須木区間) (宮崎県)	事業実施主体	独立行政法人緑資源機構
事業の概要・目的	豊富な森林資源に恵まれた地域において、基幹的な林道を整備し、林業を中心とした地域振興を図る。 延長121.8kmのうち 西米良・須木区間の延長37.0km、幅員5.0m, 7.0m		
費用対効果分析 の算定基礎となっ た要因の変化	西米良・須木区間について費用対効果分析を試行した結果は、以下のとおりである。 総便益(B) 10,378百万円 総費用(C) 9,095百万円 分析結果(B/C) 1.14		
森林・林業情 勢、農山漁村の状 況その他の社会経 済情勢の変化	現行計画の関係村の森林の人工林率は54%であり、58%が民有林である。また、受益地の人工林率は46%であり、57%が民有林である。 現行計画の受益地では間伐及び保育の施業量が増加する見込みである。都城市方面への距離が短縮されることから、本区間は隣接する須木区間とともに、素材の輸送ルートとなる。 また、本区間により木材市場のある東郷町方面に向かう県道西都南郷線へのアクセスが改善される。 緑資源公団(現緑資源機構)が平成12年に環境影響評価法に基づく環境影響評価の方法書について知事の意見を徴したところ、宮崎県知事より環境影響評価を行うにあたっては環境保全に十分配慮し、ルート、構造、その他の保全措置を検討すること等を求める旨の意見が出された。 また、地元からは地域の森林整備への対応及び自然環境への負荷の低減の観点から、ルート等の変更について要望がなされており、これを踏まえ、検討を実施している。		
事業の進捗状況	進捗率64% うち西米良・須木区間 進捗率0%		
関連事業の整備 状況	整備後は災害時等の迂回路としての利用が見込まれる。		
地元(受益者、 地方公共団体等) の意向	人工林率が高まり路網整備がより求められるようになった区域が受益地となること、公道利用区間と併せて西米良村の中心部及び複数の集落を通過し、日常生活での利用が可能となること、木材市場へのアクセスが一層改善されること等が期待され、さらに、人工林率の高い区域へルートが移動することや幅員が縮小されることに伴い自然環境への負荷の低減されるよう、ルート等の変更を宮崎県及び関係町村は要望している。 貴重な動物の保護・管理に配慮して、トンネル化やシカの餌場となる法面の工法への配慮などを検討してほしいとの意見が地元等意見聴取で述べられた。		
事業コスト縮減 等の可能性	森林整備の現況に対応して、より森林整備の必要な地域を通過するとともに、公道等を利用しつつ、複数の集落を結ぶ線形に変更することで、延長を短縮することや幅員を5mとすることにより効果的に林道が整備できる可能性がある。		
代替案の実現可 能性	事業コストの縮減や自然環境への負荷の低減の観点から、地元からの要望にあるルート等の変更は可能である。また、当該ルートの費用対効果分析の試算結果は1.53であり、実現可能性はある。		
第三者委員会の意見	森林の有する多面的機能の発揮、林業・林産業の活動の見通し、地域振興への貢献度等を総合的に検討した結果、事業は継続することが適当であるが、起終点の位置を変更し、既設の公道を活用して延長を短縮するとともに、西米良村内については、路網整備が必要な森林と集落を効果的に結ぶよう線形を変更し、幅員を7mから5mに縮小することにより、事業効果の早期発現や自然環境への負荷の低減等を図ることが適当と考える。 なお、環境調査及び稀少猛禽類のモニタリング調査に基づき、環境保全に配慮して事業を実施することが適当と考える。		

期 中 の 評 価 個 表

整理番号 57 - 3

評価結果及び実施方針	(日之影・南郷区間) ・必要性： 豊富な森林資源を有しているものの、過疎化等の厳しい条件下にある地域であることから事業の必要性は認められる。 ・効率性： コスト縮減に努めているほか、費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれることから、事業の効率性は認められる。 ・有効性： 森林・林業への寄与のほか、沿線集落の生活道としても機能することなどが期待されることから、事業の有効性は認められる。 (西米良・須木区間) ・必要性： 豊富な森林資源を有しているものの、過疎化等の厳しい条件下にある地域であることから事業の必要性は認められる。 ・効率性： コスト縮減に努めているほか、費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれることから、事業の効率性は認められるものの、さらなる効率性の向上を図る観点から、路線延長を短縮しつつ、幅員を7mから5mに縮小することにより、事業効果の早期発現や自然環境への負荷の低減等を図ることが適当である。 ・有効性： 森林・林業への寄与のほか、沿線集落の生活道として機能することなどが期待されることから、事業の有効性は認められるものの、さらなる有効性の向上を図る観点から、路網整備が必要な森林と集落を効果的に結ぶよう線形を変更することが適当である。 事業の実施方針： 着工中区間のうち、日之影・南郷区間については<u>継続</u>とする。 西米良・須木区間については、<u>計画変更のうえ継続</u>とし、環境調査及び稀少猛禽類のモニタリング調査に基づき、環境保全に配慮して事業を実施する。
-------------------	---